

農地改良に関する注意事項

1. 農地改良とはどういうものか

農業生産性を向上させることを目的として耕作に適する土で埋立て盛土すること、又は土壌を採掘（原則として60cm以内）して、環境汚染がなく作物の生育に支障のない堆肥等を投入することです。

土砂採取や残土処理を目的とするものは、公共、非公共を問わず農地改良ではありませんので、残土処理場、残土置場などと記入されたものは受理できません。

2. 埋立又は盛土等に使用できる土とは何か

(1) 山土等耕作に適する土

(2) 環境汚染がなく作物の生育に支障のない堆肥等（堀削して投入）。なお、廃棄物は含まれません。

3. 手続きはどうするのか

- 農地改良をしようとする土地の隣地の土地所有者と耕作者に工事内容をよく説明し了解を得ておくことはもちろん、事前に施工業者と境界、法面の安定の確保等埋立て盛土の工事内容、搬入土の種類などの再確認をすること。盛土する場合は、盛土部分と表土の部分を分けし、予定する作物に適した厚さの表土を確保すること。
 - 農地改良をしようとする土地を管轄する土地改良区に工事内容をよく説明し、了解を得て、確認欄に記名してもらう。※確認には1～2週間ほど時間がかかることがあります。詳しくは土地改良区にお尋ねください。地元の推進委員にも工事内容を説明し、了承を得て、確認欄に記名してもらう。
 - 堆肥等を投入する場合には、環境及び作物への支障の有無について、愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課に指導してもらう。
 - 「農地改良届出書」（様式第1号）に必要事項を記入し、添付書類を添えて農業委員会事務局へ提出する。
 - 農業委員会の受理通知書を受け取ってから農地改良届出書の内容に沿った農地改良工事を行う。なお、改良の期間は3ヶ月以内です。
 - 農地改良工事が完了したときは、先に確認した推進委員の記名及び写真2枚（別方向から全景を撮ったもの）を添えて「農地改良完了届」（様式第3号）を農業委員会事務局へ提出する。
- ※「農地改良届出書」、「農地改良完了届」などの用紙は、農業委員会事務局にあります。

4. その他の注意事項

- 埋立て、盛土等に使用した土等が耕作に適さない土、廃棄物等の不適切な場合には、全て撤去していただきます。
- 農地改良が不適切に行われた場合には、農地法（昭和27年法律第229号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法（昭和45年法律第137号）等により処罰を受けることもありますので、十分注意してください。
- 届出者及び業者連名の廃棄物で埋立て等をしない旨の誓約書を提出してください。
- 万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、届出者及び請負業者が責任を持って解決してください。

提出先：豊橋市農業委員会事務局（豊橋市役所 西館3階）
農地利用調整グループ

電話：0532-51-2950